

協議事項等の照会

令和5年度さいたま市地域公共交通協議会 第2回バス専門部会

1. 照会の趣旨

本市では、さいたま市地域公共交通協議会及び各専門部会における議論の活性化や情報共有を目的に、事前に議題に対する意見等、協議事項並びに報告事項について、委員の皆様へ照会するものです。

また、いただいた協議事項等については、当該委員から協議会の中で御説明いただくとともに、会議資料は委員と事務局で調整させていただきます。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、11月7日(火)までに、メール等で御意見いただけますようお願いいたします。なお、協議会当日に、本照会に記載のない事項の発言を妨げるものではございません。

※御意見等がない場合は連絡不要でございます。

2. 議題に対する意見等

令和5年度第2回バス専門部会では、下記に示す様な議題を予定しております。

議題番号	議題（予定）
(1)	岩槻区並木・加倉地区乗合タクシーのダイヤ変更について （主な内容） ・ 岩槻区並木・加倉地区乗合タクシーのダイヤ変更についての議決
(2)	コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について （主な内容） ・ コミュニティバス等導入ガイドラインの取扱いについての議決 ・ コミュニティバス・乗合タクシーの評価についての議決
(3)	コミュニティバス等の利用状況について （主な内容） ・ 令和5年度のコミュニティバス等の収支率・利用者数の推計についての報告

議題に対する意見等を以下のシートに御記載ください。

	議題番号	内容	意見等
例	(2)	岩槻区並木・加倉地区乗合タクシーのダイヤ変更について	ダイヤ変更をいつ予定しているのか知りたい
1			
2			
3			

3. 協議事項

協議事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。以下の事項はさいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程におけるバス専門部会の所掌事務を示しておりますので、御参考としてください。

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

	内容	理由	公開・非公開
例	コミュニティバスと乗合タクシー以外の交通モードの導入検討	地域ニーズに応じた交通モードの検討が必要となるため	公開
1			
2			
3			

4. 報告事項

報告事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
例	株式会社●●の●●事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに●●事業を立ち上げたため ・▼▼に伴い■●事業の見直しを行うため 	非公開
1	タクシー料金の改定について	本年、11/20から改定、その報告（資料あり）当日持参。	
2			
3			

5. その他意見など

その他意見などございましたら、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
1			
2			
3			

御協力いただきありがとうございました。